

令和2年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和2年11月30日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	面 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本 庄 徳光
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	福 田 善行
住民生活部長	加藤 惠三	福祉子ども課長	中 尾 歩美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	安 藤 晴康
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東 浦 寿也
住 民 課 長	関口 修	都市建設部長	上 田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	真 弓 啓
上下水道課長	猪川 恭弘	会 計 管 理 者	黒 崎 益範
教 育 次 長	栗本 公生	教委総務課長	松 岡 洋右
教委総務課参事	岡村 智生	生涯学習課参事	平 田 政彦

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 発議第 9 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 4 2 号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日 程 8. 議案第 4 3 号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日 程 9. 議案第 4 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 4 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 4 6 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 4 7 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 3. 議案第 4 8 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 4. 議案第 4 9 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 5. 議案第 5 0 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 日 程 1 6. 議案第 5 1 号 令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日 程 1 7. 議案第 5 2 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日 程 1 8 . 議案第 5 3 号 令和 2 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 日 程 1 9 . 議案第 5 4 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3
号）について
- 日 程 2 0 . 議案第 5 5 号 令和 2 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第
1 号）について
- 日 程 2 1 . 議案第 5 6 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について
- 日 程 2 2 . 議案第 5 7 号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 日 程 2 3 . 議案第 5 8 号 斑鳩町総合計画基本構想の改定について
- 日 程 2 4 . 承認第 1 3 号 町長専決処分について承認を求めることについ
て（令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1
1 号）について）
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和2年第4回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。令和2年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには、公私何かとお忙しいなか、お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。本定例会は、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてなど、18議案を提出させていただいております。そのなかでも、斑鳩町総合計画基本構想の改定につきましては、第4次斑鳩町総合計画の計画期間が本年度で終了することから、次期総合計画について、斑鳩町総合計画審議会においてご審議をいただくとともに、パブリックコメントや、若手職員による、まちづくりワークショップを実施するなど、様々な角度から検討を重ねてまいりました。新たな基本構想では、まちの将来像を、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』と掲げております。先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、世代を超えて支えあい、未来へ歩むまち、また、将来にわたり、住み続けたい・住んでみたい・訪れたいまちの実現を目指し、本議会において機構改革に関する条例も提出させていただいておりますが、行政組織機構を再編いたしまして、この総合計画に掲げる諸施策を着実に実施してまいり所存であります。

議員皆さまにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますとともに、本定例会に提出いたしました18議案につきまして、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 12 7 条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、9 番 横田議員、11 番 濱議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から来月 16 日までの 17 日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から来月 16 日までの 17 日間と決定いたしました。

次に、日程 3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

令和 2 年第 3 回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8 番、井上委員長。

○建設水道常任委員長(井上卓也君) 改めまして、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 11 月 16 日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 継続審査について(1)都市基盤整備事業に関することについて、はじめに、いかるがパークウェイの整備について。三室・紅葉ヶ丘区間においては、引き続き、三室交差点から東の側道などの工事が順次行われており、早期に完成できるよう、国に働きかけていくとの説明がありました。次に、五百井・興留区間については、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められており、町教育委員会で実施している埋蔵文化財の発掘調査についても引き続き進められているとのこと。次に、事業促進にかかる要望活動については、10 月 21 日には、近畿地方整備局道路部長と町長が面談を行い、道路部長からは、コロナ禍等により予算確保について非常に厳しい状況であるとの説明もあったが、現在の事業進捗も踏まえ、しっかりと予算確保いただきますよう、積極的に働きかけていく旨の説明がありました。最後に、三室交差点完成後の交通量調査について、2 日間で実施する予定で、結果がまとまり次第、本委員会に報告するとの説明がありました。委員より、法隆寺線から東側の工事の着工

期日予定等、質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町都市計画マスタープランについて。9月の本委員会での報告後、各担当部署との調整した結果を取りまとめた第3回策定委員会の会議資料により、修正箇所等について報告を受けました。また、都市防災の方針において、新型コロナウイルス感染症が一過性のものでないということがわかり、新たに感染症対策を加えたことについて説明がありました。さらに今後のスケジュールとしては、第3回策定委員会が出た意見を取りまとめ、町ホームページで公表することを予定しており、パブリックコメントを、12月の中旬から下旬に開始できるよう準備を進めているとの報告がありました。委員より、県と協定を結んで計画している法隆寺駅前等は、マスタープランではどのように位置づけになっているのか等、いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、(2) 土砂災害特別警戒区域等について。前回の本委員会で、県事業で三室山法面工事の説明があった際、土砂災害特別警戒区域等に町の所有地があるのかという質疑があり調査したところ、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでは、町の所有地が2か所であると資料により説明がありました。委員より、地元の認識について等、いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、(3) 斑鳩町水道料金相当額補助金の交付について。新型コロナウイルス感染症に対する支援として、斑鳩町の給水契約者の方に水道料金の基本料金の免除を現在しているが、斑鳩町内の一部の住民は、他市町の給水事業者から給水を受けておられ、当該免除を受けていない状況であることから、補助金を交付することにより免除と同等の措置を講じるとの説明がありました。委員より、他町と隣接している公共下水道は別なのか等、いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

最後に、3. その他について。以前に計画されていた、町道152号線について整備再開の要望、意見がありました。

以上が、閉会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。詳細については会議録に整理しますので、ご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱真理子君） それでは、令和2年11月17日全委員出席のもと開催されました厚生常任委員会の概要を報告させていただきます。

まず、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。

奈良県北部地域における、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会について、前回の本委員会に報告された後の経過が報告されました。本町長の方から奈良市へ正式に勉強会への参加を断念する旨の報告をした際、奈良市長から3市町規模のコストシミュレーション等、再度、説明をしたい申し出があり、改めてのデータが示されました。しかし、本町が求めている参加の可否を判断するための斑鳩町の負担額については明確に示していない内容でした。現在、県とも相談をしている状況とのことです。

次に、年末におけるごみ持ち込み事業についてであります。本年度も昨年同様12月29日と30日の2日間、午前8時30分から午後3時まで、持ち込みは、衛生処理場のみの実施です。事前周知は、県広報紙（「町の広報紙」に後刻訂正）、ごみ分別アプリ、町ホームページ、自治会回覧により行う予定です。あわせて、新型コロナウイルス感染防止対策に十分配慮した形で実施しますとの報告です。委員からの質疑は、仮に離脱した場合の今後策等の質問があり、理事者より県内市町村の焼却施設のごみの受け入れの可能性も探りながら、自区内処理を目指していきたいとの回答がありました。

次に、各課報告事項、町立保育園における腸管出血性大腸菌（O157）による感染事案の発生についてであります。町立保育園におきまして、発生したO157は、令和2年10月14日（水）から11月16日（月）までの間に、合計16名の感染が確認されました。幸い重症化は見られず、現在、全員症状は回復し、検便検査で陰性が確認された後、順次登園されている状況です。奈良県郡山保健所調査の結果、今回の発生状況からみて、保育園の給食による食中毒感染の可能性は低いとの見解であり、保育所内での今後の感染拡大を防ぐために、コロナ対策と同様の手順で、消毒を徹底するよう指示がありました。また全保護者に対し、周知をおこないました。発生のあった、0歳児、1歳児、3歳児の園児及び職員全員の検便検査により、新たに複数名の陽性が確認されたため、全園児に検便が実施されました。検査の結果、園児200人中16名が陽性、うち、無症状が7名であり、職員37名及び委託調理員5名は全員陰性でした。また、11月3日には、業者による施設内の一斉消毒作業を実施、6日に郡山保健所による2回目の調査が実施され、具体的な指導を受けて、感染症が発生した場合の流行規模を最小限にとどめることができるよう、とりくんでまいりますとの報告でした。委員から保育園名の質問がありましたが、理事者より非公開の回答がなされました。

すみません、先ほどの年末ごみの持ち込みの中で、「町の広報紙」について、「県広報紙」と言ったのは訂正をいたします。

次に、生駒郡4町による新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の実施にむけて、王寺周辺広域7町と協議をしてまいりましたが調整がつかず、生駒郡4町での実施となり、その費用を12月補正で対応するとの報告です。委員からの質疑は、ありませんでした。

次に、斑鳩町高齢者優待券I C O C Aカードの交付方法の見直しについてであります。70歳以上の方へ的高齢者優待券のサービスのうちI C O C Aカードの交付方法等について、JRよりI C O C A利用に関する取り扱いに関し、現在、斑鳩町における高齢者優待券I C O C Aの取り扱いが、I C O C Aの導入目的である、きっぷ等購入の削減、廃棄をなくすことによる資源・地球環境保護並びに繰り返し利用できる利便性の良さ、に沿っていないことから、今後、対象者に交付するI C O C Aについて、1年のみの使用から対象者カードとし、繰り返し使用する半永久的な継続使用への見直しのお願いがあったとのことです。このことから、令和3年4月1日から、I C O C Aの交付方法等について見直すとのことです。具体的には、これまでのカードの交換をなくし、役場で交付されたチャージ券により町内のコンビニエンスストアで現有のカードに各年度の交付額を追加する方法とするとのことです。チャージシステムの都合でI C O C A支援額はこれまでより500円分少なくなるため、いきいきの里利用券500円をあわせて配布したいとのことです。委員から、対応できるコンビニについて等の質問があり、理事者より、町内のセブンイレブン5店舗のみの予定と回答されました。

次に、その他について、鳩水園の管理運営についての報告です。令和元年度決算委員会や前回の当委員会でも審議されてきた、鳩水園の管理上の、堆積汚泥・水道料金等の詳細な経過等が報告されました。今回初めて具体的に報告された汚泥の焼却処理、他への搬出処理、奈良県の排水基準はクリアしていますが、斑鳩町の放流水保証値について一部の検査項目で基準がクリアされていないことを確認した等の内容です。委員からの質疑は、以前の報告内容からはわかりにくかった点を確認するもので、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、厚生常任委員会の概要であります。詳細につきましては、議事録に記載いたしますので、ごらんいただきますよう、お願いいたしまして、報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、閉会中の11月18日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告いたします。

まず初めに、継続審査案件であります、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし報告を求めたところ、理事者より、①斑鳩町文化財活用センターの運営について、11月7日に開催した斑鳩宮や斑鳩寺をテーマとした歴史講演とミニシンポジウムでは、100名の参加があったこと。2点目として、斑鳩町文化財活用センター運営委員会が11月16日に開催されたこと。3点目として、史跡中宮寺跡の活用について、ボランティアと育成を図ってきたコスモスについて、10月5日から11月23日まで当初の予定を延長し、史跡中宮寺跡の多目的広場の一面をコスモスの見学用臨時駐車場として開放し、多くの方に利用いただいた、との報告がありました。質疑等はありませんでした。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、理事者より6件の報告を受けました。

まず1点目は、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況について、資料に基づき報告を受けました。質疑等はありませんでした。

2点目として、斑鳩町コミュニティバス実証運行について、資料に基づき報告を受けました。委員より、利用者の要望として、高齢者の方が使用されている手押し車の置き場所がないので設置してほしいとの声があるが、今後の対応を聞かせてほしい、また3年契約のはずなのに運行委託費が毎年バラバラなのはどうか、また実際に100円払って乗車されている方は年間どれくらいいるのか、運賃収集にかかる費用のほうが高くついているのではないかと、との質疑、意見がありました。これに対して理事者より一定の答弁がなされています。

次に3点目として、職員採用試験の結果について。試験の結果、一般事務職5名、土木技術職2名、保健師1名、看護師1名、保育士・幼稚園教諭6名の計15名の採用を予定している。また、今後、採用の辞退等が生じた場合には補欠合格者を繰り上げ採用していきたいとの報告がありました。

次に4点目として、法隆寺における避難所開設・運営訓練の実施について。本年度は12月14日（月）午後1時30分より、法隆寺境内等において実施を予定しており、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を想定した避難所開設・運営訓練や、先

月、協定を締結した江崎グリコ株式会社と連携し、家庭における食料の備蓄に関する情報提供等を行うことにしている。また、新型コロナウイルス感染症対策として、訓練に参加いただく方を各団体1名ずつとし、実施することとしているとの報告がありました。

次に5点目として、斑鳩町西学童保育室新設工事について、新型コロナウイルスの影響から工期を延長してきたが、その後、10月15日に竣工し、検査等も合格したことから、11月2日から2か所の保育室で保育を実施している。これまで斑鳩西幼稚園や斑鳩西小学校の教室を間借りして保育を実施してきたが、今後は落ち着いた環境で児童も過ごしていただけるのではないかと考えているとの報告がありました。

次に6点目として、東京2020オリンピック開催に伴う聖火リレーについて。延期となっていた聖火リレーについて、今年3月から実施する予定であった同じ走行ルートを基本として、改めて令和3年3月25日に福島県からスタートし、7月23日まで47都道府県で実施することが発表され、奈良県では、令和3年4月11日及び12日の2日間、聖火リレーが実施されることになった。斑鳩町は4月12日（月）の午後に大和高田市から聖火を引き継ぎ、大和郡山市へ引き渡すこととなり、当初の計画通り、法隆寺中門前を出発し、法隆寺境内を走行、法輪寺を經由して法起寺までの全長約2000mの距離を走行することとなっている。詳細等が定まれば、改めて総務常任委員会に報告する。なお、聖火リレーの実施に伴う斑鳩町の負担額分については、12月定例会に補正予算を上程することとしているとの報告がありました。

これらの報告を受け、西学童保育室の定員や児童の在籍状況、支援員等の配置状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員からの質疑等はございませんでしたが、私のほうより1点、委員みなさんに相談をさせていただきました。毎年6月の当委員会で、斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告と、法隆寺iセンターの指定管理者事業報告をしていただいておりますが、今年6月11日の当委員会で、委員より、議会説明と重複していることや、観光自動車駐車場が呉竹荘の管理となり、指定管理から外れたことなどから、今後は書面のみ報告としていただいておりますがどうかという提案がありました。この件について、委員皆様のご意見をお聞きしてきましたが、このときには結論は出さず、年内か年度内に総務常任委員会として方向性をまとめていきたいということで終わっております。ただ、先日の議員懇談会の際に、理事者より斑鳩町行政組織機構改革（案）についての報告と説明があり、これが実施されると、次年度以降は、どちらも建

設水道常任委員会の所管に変わってしまうこともあり、そのことも含めて、この件について改めて委員みなさんのご意見をお聞きしました。委員より、どちらも建設水道常任委員会の所管になるのであれば、そちらのほうで議論していただければよいのではないかというご意見、また、本会議場での報告というのは、所管外の議員が質問できることが重要であって、委員会は専門性をもって質問されるので、やはり両方で説明いただくのが順当だと思うとの意見がありました。これらの意見を踏まえ、総務常任委員会としては所管となる今年度は本会議と委員会にもきちっと報告いただきたいが、次年度以降については、担当となる建設水道常任委員会で検討いただきたいということで、次年度の建設水道常任委員会の委員長が決まれば、今回の総務常任委員会でのまとめについて申し伝えるということを確認させていただき、この件については終わりました。

以上で、その他についても終わり、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程 6. 発議第 9 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 3 番 奥村議員。

○1 3 番（奥村容子君） 発議第 9 号について、説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第 9 号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 1 1 2 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

議会議員

嶋 田 善 行

奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の「人事院勧告」を尊重してまいりました。

令和２年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を０．０５月分引き下げるものであります。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例（要旨）

令和２年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

１．改正内容については、（１）期末手当の支給月数の改定（第１条及び第２条関係）といたしまして、期末手当について、支給月数を０．０５月分引き下げるものです。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和２年度においては１２月期を１．７０月から１．６５月へ、また、令和３年度以降においては、６月期と１２月期で支給月数を１．６７５月に均等配分することとし、年間支給月数を３．４０月から３．３５月に改正するものであります。

２．施行期日について、第１条の規定は、公布の日から施行します。また、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行します。

以上をもちまして、発議第９号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、につきましても概要説明とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第９号については、満場一致で可決されました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程７．議案第４２号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、から日程２

4. 承認第13号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）まで、以上、18議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました18議案について、総括提案説明を求めます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明に、その概要が記載されておりますので、日程7. 議案第42号から日程8. 議案第43号、日程12. 議案第47号から日程23. 議案第58号までの町長提案の14議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7. 議案第42号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第43号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 9. 議案第 44 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議」なし) と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、議案第 44 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

議案第 44 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 149 条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 2 年 1 月 30 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんください。今回の条例改正につきましては、令和 2 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてであります。(1) 期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当の支給月数を 0.05 月分引き下げるもので、令和 2 年度においては、12 月期を 1.70 月から 1.65 月へ、また、令和 3 年度以降においては、6 月期と 12 月

期で支給月数を1.675月に均等配分することとし、年間支給月数を3.40月から3.35月とするものでございます。

次に、2. 施行期日についてであります。第1条の規定は、公布の日から施行することとし、均等配分にかかる第2条の規定は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上、議案第44号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第44号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第44号については、討論を省略し、原案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決されました。

続いて、日程10. 議案第45号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、議案第45号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

議案第45号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年11月30日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をごらんください。

今回の条例改正につきましては、先の議案第44号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、支給月数を0.05月分引き下げ、令和2年度においては、12月期を1.70月から1.65月へ、また、令和3年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.675月に均等配分することとし、年間支給月数を3.40月から3.35月とするものでございます。

次に、2. 施行期日についてであります。第1条の規定は、公布の日から施行することとし、均等配分に係る第2条の規定は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上、議案第45号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第45号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号については、討論を省略し、原案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決されました。

続いて、日程 1 1. 議案第 4 6 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 6 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、議案第 4 6 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 6 号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 1 4 9 条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんください。

今回の条例改正につきましては、令和 2 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこ

とに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定するものでございます。

1. 改正内容についてであります。(1)「期末手当の支給月数の改定」といたしまして、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を、0.05月分引き下げるもので、令和2年度においては、12月期を1.30月から1.25月へ、また、令和3年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.275月に均等配分することとし、年間支給月数を2.60月から2.55月に引き下げるものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給月数の改定はございませんが、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における期末手当に関する規定のなかで、一般職の職員の期末手当の支給月数を引用する部分がございますことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2. 施行期日についてであります。第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行することとし、均等配分に係る第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上、議案第46号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 2点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、議員懇談会の際に部長も触れておられましたが、今回引き下げとなることに対して、職員組合との話し合いの結果がどうであったのかという点と、もうひとつは総額で構いませんので、影響額がどれぐらいになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 1点目、職員労働組合との協議の結果についてでございますが、今回の改定は人事院勧告に準じた給与改定となっており、民間の状況から鑑みて、やむを得ない対応として合意に至っているところでございます。2点目の影響額についてでございますが、一般会計、特別会計および企業会計、すべての会計をあわせまして、総額で約380万円程度の減額となっているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第46号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号については、討論を省略し、原案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決されました。

続いて、日程12. 議案第47号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今回、国民健康保険税条例の改正ということで、主に平等割、均等割の減額に関する基準の見直しというふうに出てきてますけども、ちょっとこれだけじゃよくわかりませんので、被保険者のみなさんの負担にも影響するものなのかどうか、その内容について確認をさせていただきたいと思います。

○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤恵三君) 今回のこの条例改正につきましては、給与所得控除と、あと公的年金控除ですね、そちらのほうが10万円引き下げられると、そういった個人課税の見直しが行われております。それに伴いまして、この国民健康保険税の課税につきまして、影響が出ないようにしましょうということで、今おっしゃった軽減判定の基準等につきまして、給与所得控除、公的年金控除が下がったことによって、不利益が生じないような改正とさせていただいておりますので、影響額についてはございません。

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第48号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 議案第49号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程15. 議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16. 議案第51号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程17. 議案第52号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程18. 議案第53号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19. 議案第54号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程20. 議案第55号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第55号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第55号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程21．議案第56号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第56号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、日程22．議案第57号 奈良県広域消防組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第57号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第57号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、日程23．議案第58号 斑鳩町総合計画基本構想の改定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第58号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程24．承認第13号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。
よって承認第13号については、委員会付託を省略いたします。
理事者の提案説明を求めます。
面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第13号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）につきまして、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第13号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)を別紙のとおり、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年11月30日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第20号

専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月28日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算でございます。予算は、議会の議決を得るという原則については、十分に認識しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済の活性化対策として、町内の建設業者の受注機会の創出と町民の消費喚起を目的とする、住宅リフォーム等支援金について、申請件数が想定を上回り、住民と事業者の両面を支援する事業の性格上、不足分をすみやかに追加する必要があったことから、令和2年10月28日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第19款 繰入金では、第1項 基金繰入金で、第1目 財政調整基金繰入金7,708万円を本補正予算の財源として活用させていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正であります。第6款 商工費では、第1項 商工費、第2目 商工業振興費で、住宅リフォーム等支援金について、申請件数が見込みを大幅に上回ることから、第18節 負担金補助及び交付金の住宅リフォーム等支援金7,700万円をはじめ、あわせて7,708万円を増額補正さ

せていただいたものでございます。

なお、本補正予算の財源につきましては、財政調整基金を活用させていただいておりますが、この一部を、これまでの町独自の新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策の執行残等の不用額を活用することといたしております。また、本支援金につきましては、11月13日に申請総額が補正後の予算額に達し、当日の午後5時30分をもって、申請受付を終了させていただきました。申請受付終了時点で、支援金の申請件数は491件で、申請総額は8,337万1千円となり、その経済効果として、受注金額ベースで、約2億4,200万円となっているところでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12,975,159千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月28日 専決

斑鳩町長 中西 和夫

以上で、承認第13号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）の説明といたします。

よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） いろいろと部長からもご説明いただきましたけれども、この承認第13号に対して、反対するというものではないんですけれども、専決処分についてのあり方について、お伺いしたいと思います。

専決処分については、議会の議決すべき事件について、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときなど、そのようなもとで行われていると認識しておりましたけれども、今回の専決処分については、当初の予算の1.6倍の予算もついておりまして、非常に率直にびっくりいたしましたし、臨時議会を開く時間的余

裕がなかったのかということも少し疑問を感じております。一度受付をストップして、臨時議会を開いて、議論できる場があったほうがよかったのではないかと考えておりますけれども、今回の専決処分について町長はどのようにお考えであり、またこの専決処分について、職員さんからどのような進言があったのかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） この専決処分についての質問でございますけれども、当初予想として、500万円ほどの予算を組んでたわけでございますが、受付を開始した当時から、かなりの申請の件数が出てまいりました。それに対しまして、やはりそういう申請が多いということは、それだけみなさま方が困っておられるという中で、なんとかそれに対応していかなければならない、そのような状況から、その当時だいたい1名あたりの予想等も見積もりながら今の予算を組ませていただいた、専決処分させていただいたというところでございます。職員のほうにおきまして、窓口対応等いろいろ行いながら、件数等もいろいろ把握してこの形での予算を組んだところでございますので、臨時議会を開いたらどうかということでもございましたけれども、状況等がこういう状況であったということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 確かに住民さんからの関心も高くて、応募もたくさんあったというのは存じ上げておりますので、今後なんですけれども、このコロナ対策については、三郷町とか平群とかでも7月、8月に臨時議会を開いていらっしゃるし、斑鳩町においても臨時議会でも議論できる場を開いていただけるように要望しておきます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、溝部議員からもあったように、私も今回、住民さんからは大反響で喜ばれておりまして、特に反対というわけではないんですけれども、やはり専決処分でされたということにはちょっと引かかっています。先ほど部長、説明の中で、財源について、国の交付金の執行残をあてるということでしたけれども、7,700万の補正ですけれども、それ全額、国の交付金の執行残であてられるものなのか、財源ね、いったん基金から取り崩しますけれども、100%国からのお金で対応できるものなのかどうか、そこを確認させていただけますか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 現在支援を行っている中で、約6千万円程度の執行残が生じ

るのではないかということで見込んでおりました、あと、1,700万円につきましては、財政調整基金を活用させていただきますが、今後の全体的な執行残の中を見まして、予備費等でも対応させていただくと、結果、あまり財政調整基金の取り崩しはそれほど行わずやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そういった見込みを持っているということ、できればやっぱり事前にですね、議会に相談いただきたかったなというふうに思います。これ、仮に持ち出しと、財調から持ち出しになるっていう可能性もないこともないですから、そういったことも起こりえるというようなことも踏まえて、あと町長のほうでできる限り対応するという、この見込み立てていただきましたけども、当初、予算組んで受付をした段階で、聞いている話によると、1日に数十件という規模で申請があったと思いますが、なぜこの予算額にされたのか。当初まだ500万円の予算はすぐになくなってしまいましたけど、町のホームページで公表した段階では、残りまだ3千万円ぐらいありますんで、申請期間については短くしますけど、予算額の範囲で受付しますというふうになってましたが、その時点ではまだ途中だったわけですね、申請については。まだそこからいっぱい増えてきてるということですけど、なぜ、その7,700万円という補正を組むというふうに見込んだのか、その根拠を教えてください。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 追加予算額の積算ということでお答えさせていただきます。

10月1日からの申請受付を開始いたしまして、18日間経過した10月26日、この時点で申請件数が213件、申請総額が3,568万円あまりとなっております。これらにつきましては、執行残で流用対応で賄っていたところでございますが、1日あたり申請件数が12件、申請金額は1件あたり16万7千円となっていたところでございます。この実績をもとに、そして事業者の手持ちのいわゆる見積もり件数ですね、それも確認をさせていただくなかで、10月27日以降から11月30日まで、23日間の受付を要する追加予算として1日あたり12件の23日間で276件、そして1件あたり16万7千円の276件で4,609万円余りを見積り、予算補正までの他の予算からの流用対応を約3,068万円とあわせまして7,700万円を見積りさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今後のことにつきましては、また私一般質問のほうでさせてい

ただこうと思っておりますので、今回の件についてのことになりますが、そうした見積もり
っていうんですかね、積算をして対応していただいたというのは、非常に私はありがた
いとは思っています。ただ、予備費のうんぬんとかいうのもありましたけども、やはり
財源的な不安というのもありましたし、私は、先ほどの溝部議員とは違って必ず臨時議
会に対応しなければならないというふうには思ってないですけど、やはり事前に議会に
相談はしてほしいなというふうには思っていますので、また今後のあり方の参考とし
て、ぜひお聞きおきいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第13号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第13号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第13号については、満場一致で承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明12月1日から2日までは休会、3日は午前9時から一般質問を予定しております
ので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前10時41分 散会）